

## 別表六（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和8年改正前の措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和6年改正前の措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「差引改定取得価額10」の欄は、「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日1」の欄に記載された日が令和6年4月1日以後である場合において、特定建物等（措置法第42条の12第1項に規定する特定建物等をいいます。）に係る一の特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいいます。4及び5において同じです。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるときは、

「 差 引 改 定 取 得 価 額

$$80\text{億円} \times \frac{(8)-(9)}{\text{一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}} \quad 10$$

」

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「建物等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

- 4 「同上のうち就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る額16」の欄は、「同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額15」の金額のうち措置法施行令第27条の12第2項各号（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に掲げる要件（同条第1項に規定する中小企業者にあつては、同条第2項第2号及び第3号に掲げる要件。5において同じです。）を満たす特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。
- 5 「同上のうち就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る額22」の欄は、「同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額21」の金額のうち措置法施行令第27条の12第2項各号に掲げる要件を満たす特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。